

各務原市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

(平成28年3月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、防犯カメラによる犯罪防止への有用性と市民の容貌又は行動をみだりに撮影されない等のプライバシー保護との調和を図るため、公共施設における防犯カメラの設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として公共施設に継続的に設置される撮影装置（公共施設以外の場所に市が設置するものを含む。）であって、撮影した画像を記録する機能を有するものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影し、記録された画像であって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

(管理責任者及び取扱担当者)

第3条 公共施設に防犯カメラを設置するときは、防犯カメラの適正な運用を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置かなければならない。

- 2 管理責任者は、防犯カメラを設置する公共施設を所管する課等の長（公共施設以外の場所に市が設置する場合にあっては、防犯カメラの設置又は管理を行う課等の長）とする。
- 3 管理責任者は、防犯カメラ及び画像を取り扱う担当者（以下「取扱担当者」という。）を定めるものとする。
- 4 取扱担当者は、管理責任者の指示に従い、防犯カメラ及び画像の取扱いに係る事務に従事するものとする。
- 5 管理責任者及び取扱担当者以外の者は、防犯カメラの操作等及び画像の閲覧をしてはならない。ただし、管理責任者が必要と認める場合は、この限りでない。

(設置等)

第4条 管理責任者は、防犯カメラの設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置する目的を達成するために必要最小限度の撮影対象区域となる場所に設置

すること。

(2) 設置する目的を達成するために必要最小限度の台数を設置すること。

(3) 撮影対象区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨を表示すること。

ただし、当該表示により防犯カメラの設置場所が特定され、他の場所での違法行為を誘発するおそれがある場合は、この限りでない。

2 管理責任者は、防犯カメラを設置しようとするときは、各務原市防犯カメラ設置届（様式第1号）により市長公室まちづくり推進課長に届け出なければならない。

3 管理責任者は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は防犯カメラの設置を廃止しようとするときは、各務原市防犯カメラ変更・廃止届（様式第2号）により市長公室まちづくり推進課長に届け出なければならない。

（指定管理施設等の措置）

第5条 市長（教育委員会が所管する公共施設にあつては、教育委員会）は、必要があると認めるときは、指定管理施設等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせる公共施設及び契約により管理業務を委託する公共施設をいう。以下同じ。）における防犯カメラの運用に関する事務の一部を、当該指定管理施設等に係る指定管理者又は管理業務の受託者（以下「指定管理者等」という。）に行わせることができる。この場合において、協定、委託契約書等により個人情報保護に関し十分な措置を講じるよう求めなければならない。

2 管理責任者は、指定管理者等に防犯カメラの運用に関する事務の一部を行わせるときは、当該指定管理者等の職員、構成員等を取扱担当者に定めるものとする。

（画像の適正管理）

第6条 画像は、撮影時の状態のまま保管するものとし、編集し、又は加工してはならない。

2 画像は、これを複製してはならない。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 管理責任者は、画像を施錠することができる保管庫に保管すること、画像データへアクセスするためのパスワードを設定することその他の画像の盗難及び紛失の防止のための措置を講じるものとする。

4 画像の保存期間は、原則として2週間とする。ただし、管理責任者は、特別の事情がある場合は、この期間を変更することができる。

5 管理責任者は、画像の保存期間が経過した後は、速やかにこれを消去し、当該画像を復元できないようにしなければならない。

6 管理責任者は、画像の記録媒体（以下「記録媒体」という。）を廃棄する場合は、破砕、溶解その他の方法により記録媒体から画像が再生できないようにしなければならない。

7 管理責任者は、前各項に規定するものを除くほか、画像の漏えい、滅失その他の事故が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

（守秘義務等）

第7条 画像を閲覧した者は、画像から知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2 画像の取扱いに当たっては、この要綱に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、各務原市個人情報の取扱いに関する管理規程（令和5年訓令第6号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

（目的外利用及び外部提供）

第8条 画像をその利用の目的以外の目的のために利用し、又は提供しようとするときは、個人情報の保護に関する法律第69条の規定により、その可否を判断するものとする。

2 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）その他法令の規定に基づき画像の提供を求められたときは、当該提供を求める旨を文書により確認するものとする。

（開示請求）

第9条 画像から識別され、又は識別され得る本人から当該画像の開示を求められたときは、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき処理するものとする。

（苦情等の処理）

第10条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情又は問合せを受けたときは、適切かつ迅速に対応しなければならない。

（補助事業者に対する措置）

第11条 防犯カメラの設置に関し補助金（各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）第2条第1号の補助金をいう。）を交付するときは、補助事業者（同条第3号の補助事業者をいう。）に対し、この要綱に定める措置に準じた措置を講じさせるようにしなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に設置されている防犯カメラについての第4条第2項の規定の適用については、同項中「防犯カメラを設置しようとするときは」とあるのは、「この要綱の施行の日後速やかに、設置している防犯カメラについて」とする。

附 則（令和5年3月31日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

各務原市防犯カメラ設置届

(宛先) まちづくり推進課長

(防犯カメラ管理責任者)

各務原市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり届け
出ます。

記

設置する公共施設	
設置年月日	年 月 日
防犯カメラの設置目的	
防犯カメラの設置台数	台
防犯カメラの配置 及び撮影対象区域	
防犯カメラの設置表示	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	(無の場合) 理由:
	(有の場合) 表示場所:
指定管理者又は管理業務の受託者による運用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
取扱担当者	職氏名 連絡先
画像の管理	保存場所 保存方法 保存期間 廃棄方法
その他	

各務原市防犯カメラ変更・廃止届

(宛先) まちづくり推進課長

(防犯カメラ管理責任者)

各務原市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱第4条第3項の規定により、下記のとおり届け
出ます。

記

区 分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止
防 犯 カ メ ラ を 設 置 す る 公 共 施 設	
変 更 内 容	変更前 変更後
変 更 ・ 廃 止 の 年 月 日	年 月 日
変 更 ・ 廃 止 の 理 由	
そ の 他	